

# 担保制度の改善について

関税法基本通達が改正され、平成 19 年 10 月から納期限延長制度、輸入許可前引取承認及び簡易申告制度等を利用する際に担保として提供できる有価証券の範囲に、一定の社債を追加するなど、改善が行われました。

また、担保価額の評価方法等についても下記のとおりとなります。

担保として提供できる有価証券の範囲は、次のとおりとなります。

- ・証券取引所に上場されているもの
- ・日本証券業協会が売買参考統計値を公表しているもの

(注)

以下の有価証券については、担保として提供できません。なお、いわゆる「新興市場」に上場している株式についても当分の間、担保として提供できません。

- ・担保提供者が自ら発行した社債及び株式
- ・担保提供者の連結決算の対象となる法人が発行した社債及び株式
- ・上場から半年を経過していない株式
- ・「監理ポスト」又は「整理ポスト」に割り当てられている株式
- ・その他、担保価値が著しく減少する可能性があると認められる社債及び株式

担保の限度額は、原則として以下により算出される評価額の 93% を限度とします。

- ・社債等については、直近の取引日の最終価格の 8 割に相当する金額
- ・株式については、過去 3 年の最低価格と直近 1 か月の平均価格に 7 割を掛けた価格を比較していずれか低いほうに相当する金額

詳細につきましては、下記にお問い合わせ下さい。

## お問い合わせ先(業務部収納課)

函館税関	.....	0138-40-4253	神戸税関	.....	078-333-3085
東京税関	.....	03-3599-6333	門司税関	.....	093-332-8363
横浜税関	.....	045-212-6140	長崎税関	.....	095-828-8662
名古屋税関	.....	052-654-4111	沖縄地区税関	.....	098-862-9134
大阪税関	.....	06-6576-3363			